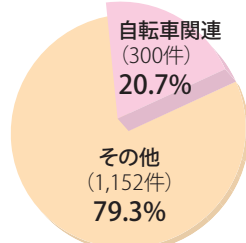


# 自転車も乗れば「車」の仲間です

## みんなで守ろう 交通ルールとマナー



西区内の自転車関連事故とその他の事故の割合

交通事故の2割以上を占める自転車関連事故

自転車に乗っていて「歩道を走行中に危うく歩行者とぶつかりそうになった」「急いで交差点を渡ろうとしたら自動車が入ってきた」などひやりとした経験はありませんか。

自転車は、手軽で便利な

### 自転車事故を起こすとこんな責任も...

事例	賠償金
1 交差点を渡って歩道に進入する際、減速・安全確認を怠り、歩行者に激突。重傷・後遺障害を負わせた。	約2,100万円
2 二人乗りで右側通行し、対向の自転車と正面衝突。重傷・後遺障害を負わせ死亡に至らした。	約3,500万円
3 夜間、ライトを備えていない自転車で自転車歩行者専用道路を通行中に脇見をし、歩行者に衝突。重傷・後遺障害を負わせた。	約4,000万円



★福岡県警察資料より抜粋

近年、市の交通事故件数の推移でも総事故件数は減少傾向にありますが、自転車関連の事故は増加しています。区内でも、ここ数年、自転車関連の事故は300件を超え、平成20年中は総事故件数の2割以上を

占めました(グラフ)。走行中に携帯電話で話やメールをしたり、安全確認を怠って交差点で一旦停止をしなかつたり、急に車道を横切るなどが主な原因です。道路交差点では、自転車は軽車両として扱われ、自動車やバイクなどと同じ「車両」です。事故を起こせば大きな責任を負うことにもなります。

占められた(グラフ)。走行中に携帯電話で話やメールをしたり、安全確認を怠って交差点で一旦停止をしなかつたり、急に車道を横切るなどが主な原因です。道路交差点では、自転車は軽車両として扱われ、自動車やバイクなどと同じ「車両」です。事故を起こせば大きな責任を負うことにもなります。

占められた(グラフ)。走行中に携帯電話で話やメールをしたり、安全確認を怠って交差点で一旦停止をしなかつたり、急に車道を横切るなどが主な原因です。道路交差点では、自転車は軽車両として扱われ、自動車やバイクなどと同じ「車両」です。事故を起こせば大きな責任を負うことにもなります。

## 走行上の基本的な通行ルール (自転車安全運転5則)

**1** 自転車は車道通行が原則、歩道は例外(道路交通法第17条)

**2** 車道は左側を通行(同法第17条)

**3** 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行(同法第63条の4)

**4** 飲酒運転の禁止(同法第65条)

**5** 子どもはヘルメットを着用(同法第63条の11)

**安全ルールを守る**

並進の禁止(同法第19条)

夜間はライトを点灯(同法第52条)

**【豆知識Q&A】**  
**Q** お酒を飲んで自転車を運転したら罰則はあるの?  
**A** 第65条の条文には、決して自動車と書かれているわけではありません。「車両等」には自転車も含まれていますから、つまり、お酒を飲んで自転車を運転すれば、罰則が適用され刑罰が科される可能性があります。

**【参考】**  
 (酒気帯び運転等の禁止)  
**第65条** 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。  
**\*罰則**  
 ・運転者が酒酔い運転の場合  
**第117条の2** 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金



福岡国道事務所とは、同地区の国道202号と県道周船寺・有田線、市道生の松原・拾六町線に、自転車専用通行できる環境を平成



区は、歩行者が安全に通行できるように歩行者と自転車の通行区分を明確にした歩道の整備を行っています。

今年3月、朝夕の通勤・通学の時間帯になると歩行者と自転車の通行量が増える「姪浜大通り」の歩道(福重5丁交差点から福重交差点までの約1キロ区

区は今後も、歩行者と自転車が混在して通行する歩道を、安全・安心に通行できるように道づくりを順次進めていきます。

### 歩行者が安全・安心に通行できる道づくり

**「ちょっとの時間なら」がみんなの迷惑に...**

区内の駅や商店街周辺で、路上駐輪が後を絶ちません。自転車を歩道上に放置すれば道幅が狭くなり、歩行者の迷惑になるのは当然のこと。ひどいときは歩道内に設置している点字ブロックが隠れ、視覚障がい者の歩行を妨げたり、車道にはみ出して車の通行を妨げるなど、とても危険です。

区は、人が集まりやすい駅周辺(姪浜駅・今宿駅・周船寺駅)を「自転車放置禁止区域」に指定し、放置自転車を撤去しています。特に、姪浜駅周辺は放置自転車が目立ち、昨年度、区内で撤去した自転車のうち約80%に当たる約2,000台を占めています。撤去した自転車は小戸にある保管所に運び、所有者に通知します。なお、返還には移動保管料2,000円が必要です。「ちょっとの時間なら」と安易に置いたりせず、「自転車駐車場」を利用するなど決められた場所にきちんと止めましょう。

問合せは、区管理調整課(☎895-7052)へ。